

平成27年度 消費税転嫁対策事業

社会保障・税番号制度

受講料  
無料

# マイナンバー制度



# 講習会

- 平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されます！
- マイナンバーの取り扱いには厳しい規則と罰があります！

日時

平成27年 **10/26** 月 13:30~15:30

場所

川俣町中央公民館 3階 第2研修室

今年の10月以降に12桁のマイナンバー（個人番号）が国民一人ひとりに交付され、平成28年1月から税や社会保障などの行政手続きで利用が開始されます。

事業者は規模の大小を問わずマイナンバーを取り扱うことになり、従業員等からマイナンバーを収集し個人情報を適切に管理することが求められます。

今回のセミナーでは、マイナンバー制度の概要や導入までの流れ手続き等について、「税務」及び「社会保障」の面から説明いたします。

内容

- 第1部 【税理士】 菊池 義直 氏
- ・マイナンバー制度（税務）
  - ・今後の消費税転嫁対策について
- 第2部 【社労士】 久井 貴弘 氏
- ・マイナンバー制度（社会保障）

定員

20名

受講料

無料

主催

川俣町商工会

締切：10/20 (火) FAX 024-565-2382

※下記申込書を記入の上、郵送・FAXでお申込みください。

【マイナンバー制度講習会 受講申込書】

事業所名		電話	
住所		FAX	
参加者名 ①		参加者名 ②	

お申込み・問い合わせ

川俣町商工会

〒960-1454 伊達郡川俣町字八反田23番地  
TEL 024-565-2377